

# 新居浜市総合運動公園構想

平成29年3月

新居浜市企画部総合政策課

## 目 次

第1章 総合運動公園構想の位置づけ	
1-1 構想の位置づけ .....	1
1-2 上位計画.....	3
第2章 既存施設の現況把握	
2-1 市内既存施設の現況.....	4
第3章 整備方針の設定	
3-1 基本的な考え方 .....	6
3-2 市民や関連団体の意向把握 .....	7
3-3 整備方針の設定 .....	15
第4章 導入施設の検討	
4-1 導入する施設の設定.....	16
4-2 導入施設の規模の設定.....	19
第5章 整備場所の選定	
5-1 整備候補地の選定 .....	26
5-2 整備候補地の絞り込み.....	27
5-3 平尾地区の整備構想.....	29
第6章 事業計画	
6-1 事業化の方向性 .....	31
6-2 整備スケジュール .....	33

## 資料編

- ① 新居浜市総合運動公園構想策定経過
- ② 新居浜市総合運動公園構想検討委員会
- ③ 新居浜市総合運動公園構想案について（諮問）
- ④ 新居浜市総合運動公園構想案に係る答申について
- ⑤ 新居浜市スポーツ推進審議会条例
- ⑥ スポーツ推進審議会委員名簿
- ⑦ 市民アンケート結果

# 第1章 総合運動公園構想の位置づけ

## 1-1 構想の位置づけ

### 1) 構想策定の背景

現在、生涯を通じて心豊かな生活をするために「健康」であることへのニーズが高まっており、同時に、運動・スポーツに対する実施目的や内容の多様化により、運動・スポーツの役割が変化しています。そのため、市民一人ひとりのライフスタイルに応じた環境づくり、生涯を通じて運動・スポーツに親しむ機会と場所づくりの施策を展開していく必要があります。

本市の主要な運動施設については、建設当時では十分な規模・機能を有していたものの、市民一人ひとりのライフスタイルに応じたスポーツへの取り組み方の多様化や施設の老朽化により、現在では市民ニーズへの対応が困難な状況となっているものもあります。また、各運動施設が市内に点在しているため、利用者にとって不便な場面も生じてきています。

### 2) 構想の目的

本構想は、市民や関連団体からの意見を把握し、市内に点在する既存運動施設の現況を把握して本公園整備との関連を整理し、新たに導入すべき施設の内容を明確にしたうえで、公園整備にふさわしい場所を絞り込むことを目的とします。

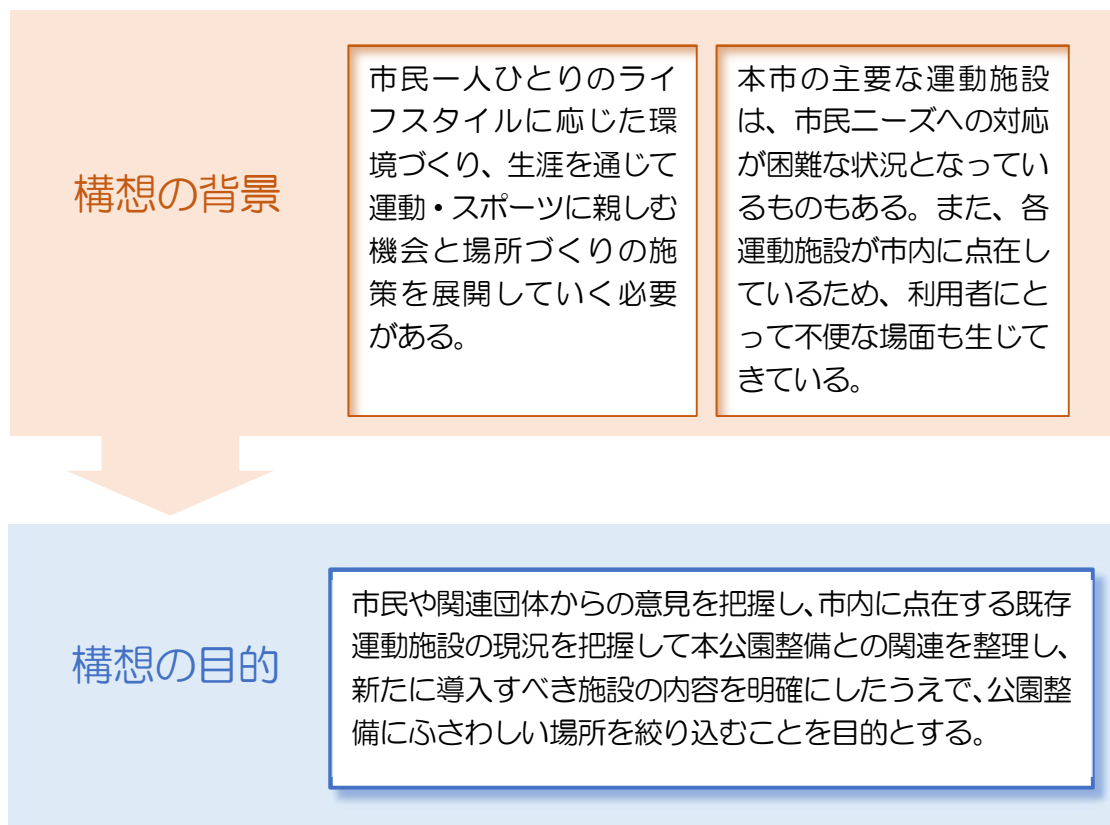


図 構想の目的

### 3) 構想の位置付け

平成28年3月に策定した「第五次新居浜市長期総合計画（後期計画）」の後期取組方針においては、大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる施設の整備に向け、立地場所や施設内容、規模等も含めた総合運動公園構想の策定を行うこととしています。

平成26年3月に策定した「新居浜市スポーツ推進計画」においては、「市民のライフステージに応じて 親しむ・楽しむ・育てる スポーツまちづくり」を基本理念とし、基本目標に「施設環境の整備と既存施設の活用」を掲げています。

本構想は、上位関連計画をふまえ、スポーツへの取り組み方の多様化への対応、施設の老朽化への対応と集約化をめざして、運動公園整備に向けた基本的な事項・方針を定めるものです。

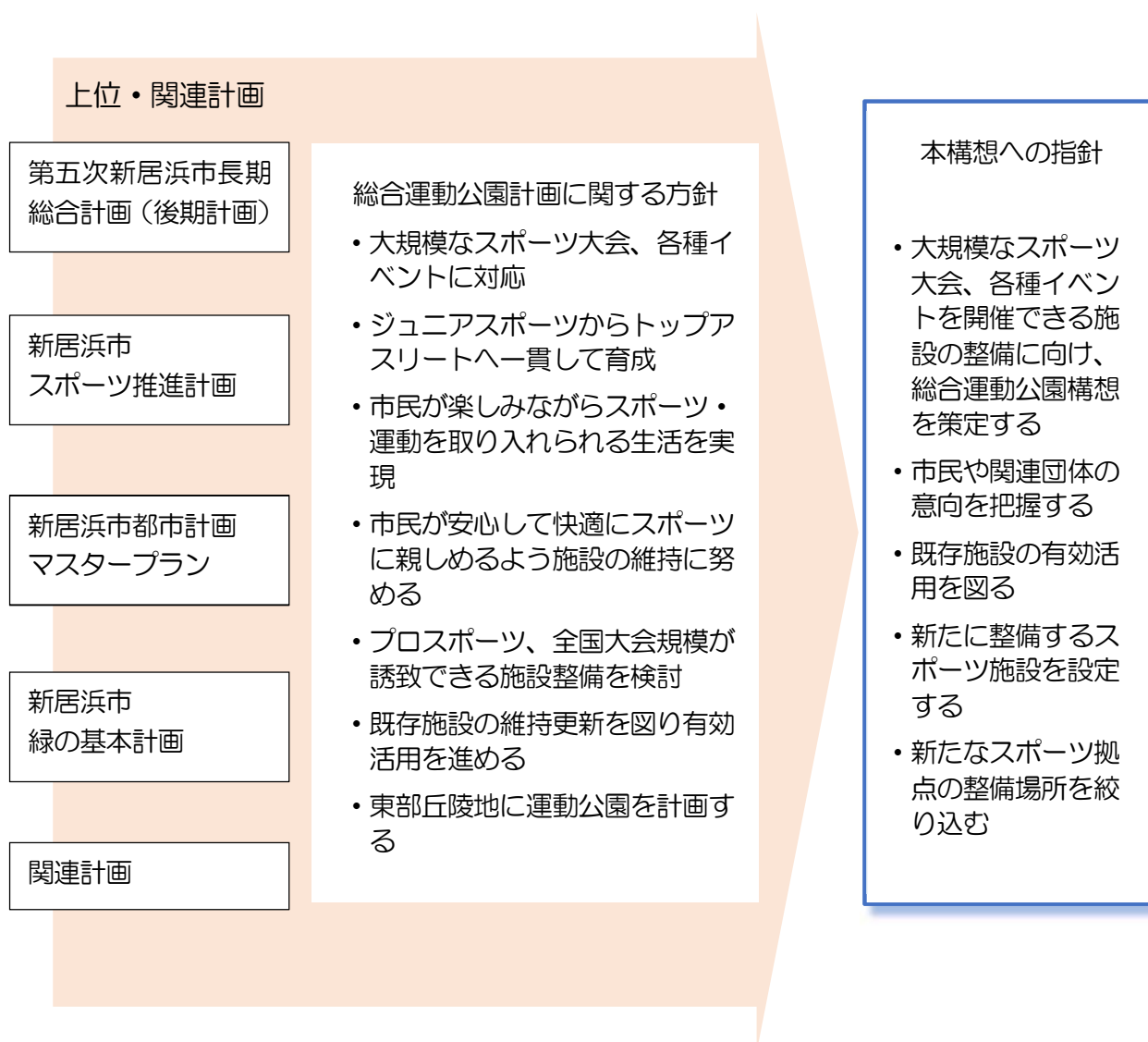


図 本構想の位置づけ

## 1-2 上位計画

### 1) 第五次新居浜市長期総合計画（平成28年3月改訂）

「フィールド1 快適交流」において大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる施設の整備に向け、総合運動公園構想を策定するとしており、「フィールド5 教育文化」では、多くの市民が楽しみながら、日常生活の中にスポーツ・運動を取り入れ、健康で充実した生活の実現を図ること、ジュニアスポーツからトップアスリートへの一貫した育成に取り組むこと、市民が、安心して快適に体を動かし、気軽にスポーツに親しめるよう施設の維持管理に努め、プロスポーツ、全国規模の大会が誘致できるような施設整備に向けて検討を進めることなどを取り組み方針としています。

### 2) 新居浜市スポーツ推進計画（平成26年3月）

既設施設の維持更新を図り、有効活用をすすめるとともに国領川緑地公園の利用機能向上を図り、総合運動公園の構想策定には官民一体となって取り組むこととしています。

### 3) 新居浜市都市計画マスタープラン（平成28年3月）

国領川の南北軸を「健康・環境創造軸」として位置づけています。また大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる施設の整備に向け、立地場所や施設内容、規模等も含めた総合運動公園構想を策定する共に緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するため、「緑の計画」の見直しを検討することとしています。また荷内沖は臨海性産業用地として陸域化を検討し、グリーンフィールド新居浜の南東丘陵地にて総合運動公園の整備検討をすることとしています。

### 4) 新居浜市緑の基本計画（平成10年3月）

山根公園（総合公園）を拡張し、東部丘陵地に運動公園を計画することとしています。

## 第2章 既存施設の現況把握

### 2-1 市内既存施設の現況

#### 1) 市内体育施設の利用状況

市内体育施設の年間利用者は約53万人を数え、なかでも市民体育館、山根総合体育館、山根市民グラウンド、東雲市民プール、テニスコートおよび市営サッカー場は、年間4万人～8万人台の利用者が来訪しています。

表 体育施設の利用状況

(単位：人)

施設名	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
市民体育館	86,727	84,312	93,206	94,563	54,581	
山根総合体育館	53,673	56,877	56,399	55,764	67,708	
市営野球場	14,290	14,550	16,858	19,234	16,592	
山根市民グラウンド	84,255	64,352	81,724	103,671	83,560	
東雲競技場	44,232	28,873	23,261	31,746	27,170	
武徳殿	27,030	30,300	28,000	27,900	28,300	
重量挙練習場	9,700	10,100	10,300	9,650	10,150	
文化振興会館	22,462	20,411	21,662	22,781	19,625	
別子山市民プール	276	232	183	170	207	
別子山市民グラウンド	0	127	305	32	57	
弓道場	4,400	4,620	4,460	4,580	4,310	
東雲市民プール	51,515	52,338	54,040	36,974	43,273	
山根公園屋内プール	25,756	26,581	22,873	27,896	21,993	
テニスコート	河川敷	35,909	43,797	52,117	51,454	55,122
	山根	57,179	53,314	49,832	39,274	42,077
市営サッカー場	34,476	29,721	30,994	31,661	40,775	
多喜浜体育館	18,519	19,886	19,726	17,866	19,281	
計	570,399	540,391	565,940	575,216	534,781	

資料：(公財)新居浜市文化体育振興事業団、別子校区連合自治会

(資料：市統計書平成28年度版 p79)

## 2) 既存施設の耐用年数

1年以内に耐用期間を超えるのは1箇所、25年以内で4箇所にとどまり、主要体育施設は26年から36年の耐用期間を有しています。補助金適正運用の観点から耐用期間が長く残る施設の廃止には課題があります。

	施設名	(残年数)	●=年間4万人以上利用
A群(残期間1年)	東雲市民プール	(1年)	● 43,300人/年
B群(残期間25年未満)	弓道場	(12年)	4,300人/年
	重量挙げ練習場	(15年)	10,200人/年
	山根公園屋内プール	(17年)	22,000人/年
C群(残期間25年以上)	市民体育館	(26年)	● 54,600人/年
	市営サッカー場	(28年)	● 40,800人/年
	多喜浜体育館	(33年)	19,300人/年
	市営野球場	(34年)	16,600人/年
	山根総合体育館	(36年)	● 67,700人/年

表 体育施設の耐用年数

「残年数」算出の基準年は2016年とする

群	施設名	施設の履歴					
		建設年		耐用年数 (年)	設計耐用期限		残年数 ※ (年)
		和暦年度	西暦		和暦年度	西暦	
A群=設計耐用期限まで1年							
	東雲市民プール	昭和47	1972	45	平成29	2017	1
B群=設計耐用期限まで25年未満							
	弓道場	平成05	1993	35	平成40	2028	12
	重量挙げ練習場	昭和61	1986	45	平成43	2031	15
	山根公園屋内プール	昭和63	1988	45	平成45	2033	17
C群=設計耐用期限まで25年以上							
	市民体育館	昭和52	1977	65	平成54	2042	26
	市営サッカー場	平成11	1999	45	平成56	2044	28
	多喜浜体育館	昭和59	1984	65	平成61	2049	33
	市営野球場	昭和60	1985	65	平成62	2050	34
	山根総合体育館	昭和62	1987	65	平成64	2052	36
その他							
	武徳殿	昭和14	1939	35	昭和49	1974	▲ 42
	文化振興会館	平成05	1993	65	平成70	2058	42
	市民テニスコート	昭和57	1982	—	—	—	—
	山根公園テニスコート	平成05	1993	—	—	—	—
	東雲競技場	平成05	1993	—	—	—	—
	別子山プール	昭和57	1982	—	—	—	—
	別子グラウンド	昭和57	1982	—	—	—	—
	山根グラウンド	平成05	1993	—	—	—	—

資料:「新居浜市総合健康運動公園プロジェクトチーム報告書 資料1」を編集

▲数値は既に設計耐用期限が過ぎ、それから経過した年数を示す。

※耐用年数については、四国地区用地対策連絡協議会発行の「平成28年度 物件移転等標準書(調査算定要領)」を参考

## 第3章 整備方針の設定

### 3-1 基本的な考え方

上位関連計画は本構想への指針として、「既存施設の有効活用」および「市民や関連団体の意向把握」を示しています。

前章においては「既存施設の有効活用」を図るため、既存施設の現状を把握しました。これに加え本章では、市民や関連団体の意向を把握し整備方針を設定していきます。

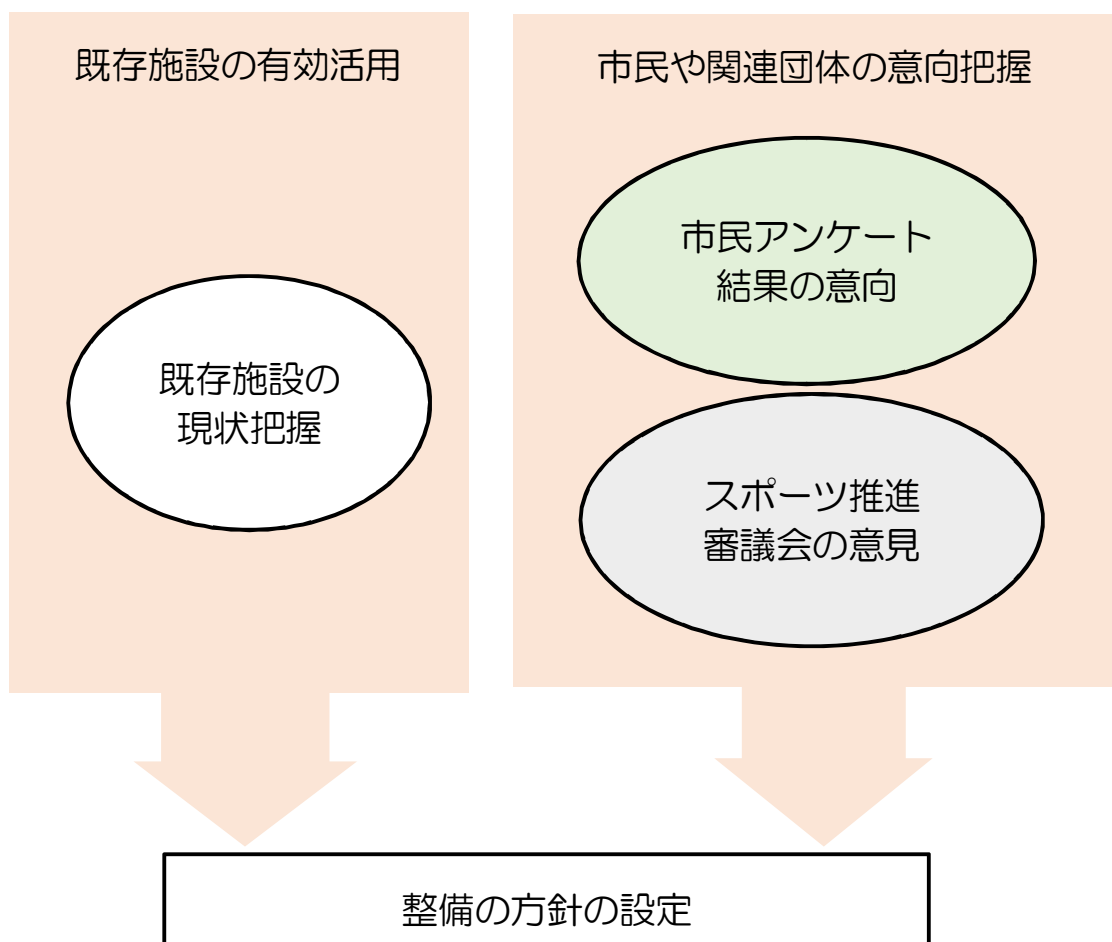


図 整備方針設定に際しての基本的な考え方



## 3-2 市民や関連団体の意向把握

### 1) 市民アンケート

#### ① 市民アンケートの概要

- ・ 調査目的 愛媛県新居浜市民から市の運動・スポーツ施設に対する意見・要望を聴取し、今後の建設計画の参考データとします。
- ・ 調査対象 愛媛県新居浜市在住者  
サンプル数：883（回答率 44.2%）
- ・ 調査手法 郵送調査(2000人)
- ・ 調査時期 2016年10月1日(土)～2016年10月28日(金)

#### ② アンケート結果のまとめ

##### ・整備する場所について

平尾地区に一部集約し一部分散する案が、430人と全体のほぼ半分を占めます。平尾地区へすべての施設を集約する案の309人、全体の35%を加えると、8割強の人が平尾地区への整備を望んでいます。

##### ・特に整備して欲しい運動・スポーツ施設について

体育館295人を筆頭に屋内トレーニング場269人、プール266人、ジョギングコース258人とそれぞれ約3割の人が整備を望んでいます。

##### ・必要な水準の運動・スポーツ施設について

281人と約3割の人が、生活の場に近く気軽に使える施設を希望しています。また、市民団体や学生が練習や公式戦に使える施設193人、現在の施設よりは大規模な施設を希望する人が185人とそれぞれ約2割であり、全体の4割程度の人が公式戦に使えるような施設を希望しています。

##### ・利用料金体系について

安価で必要最小限の機能を持った施設を希望する人が全体の約半数の437人となっています。

### ③ アンケート結果の詳細

表 市民アンケート結果の詳細（問1）

アンケート設問	意見の整理	
	分野	項目（ ）は回答人数
問1 市では、新しい運動公園を建設する場所を検討中で、候補として以下の3箇所が挙がっています。どこにつくるのが最も良いと思いますか(回答1つ)	計画地の立地	<b>A案 48.7%(430人)</b> 東雲地区にプール施設、山根地区に体育館等の屋内施設、平尾地区に陸上競技場等の屋外施設を分散して整備する <b>B案 35.0%(309人)</b> 平尾地区の丘陵地に、全ての施設を集約して整備する <b>C案 8.9%(79人)</b> 荷内地区の沖合に埋め立て地をつくり、全ての施設を集約して整備する

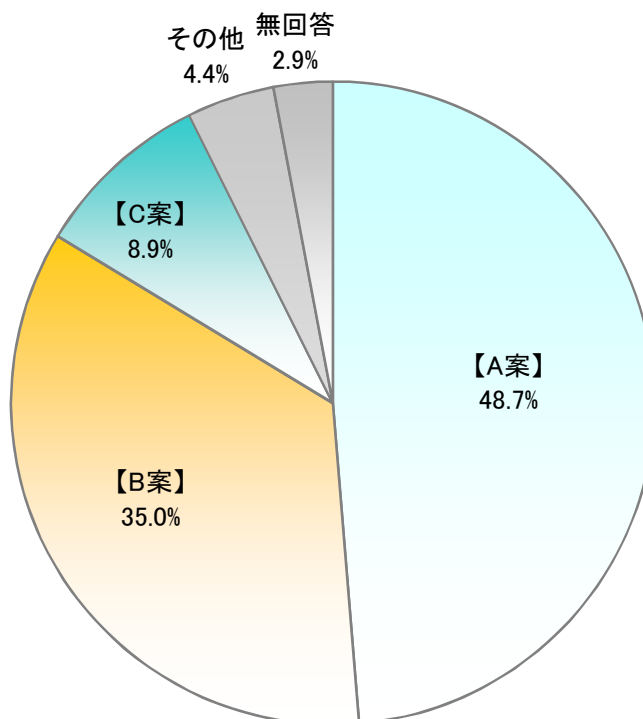


表 市民アンケート結果の詳細（問2）

アンケート設問	意見の整理	
	分野	項目（ ）は回答人数
問2 市で特に整備して欲しい運動・スポーツ施設がありますか (複数回答可能)	施設の種類	%（人）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育館 33.4(295人)</li> <li>・ 屋内トレーニング場 30.5(269人)</li> <li>・ プール 30.1(266人)</li> <li>・ ジョギングコース 29.2(258人)</li> <li>・ 野球場 18.7(165人)</li> <li>・ 陸上競技場 13.7(121人)</li> <li>・ 多目的運動場(ソフトボール場) 11.7(103人)</li> <li>・ テニスコート 9.9(87人)</li> <li>・ サッカー場・フットサル場 7.9(70人)</li> <li>・ スケートボード・インラインスケート場 4.9(43人)</li> <li>・ 武道場 4.6(41人)</li> <li>・ グラウンドゴルフ場 3.3(29人)</li> <li>・ 弓道場 2.8(25人)</li> <li>・ ウェイトリフティング場 2.4(21人)</li> <li>・ ゲートボール場 1.7(15人)</li> </ul> <p>※着色した施設は既往計画にて新設を検討していたものです。</p>

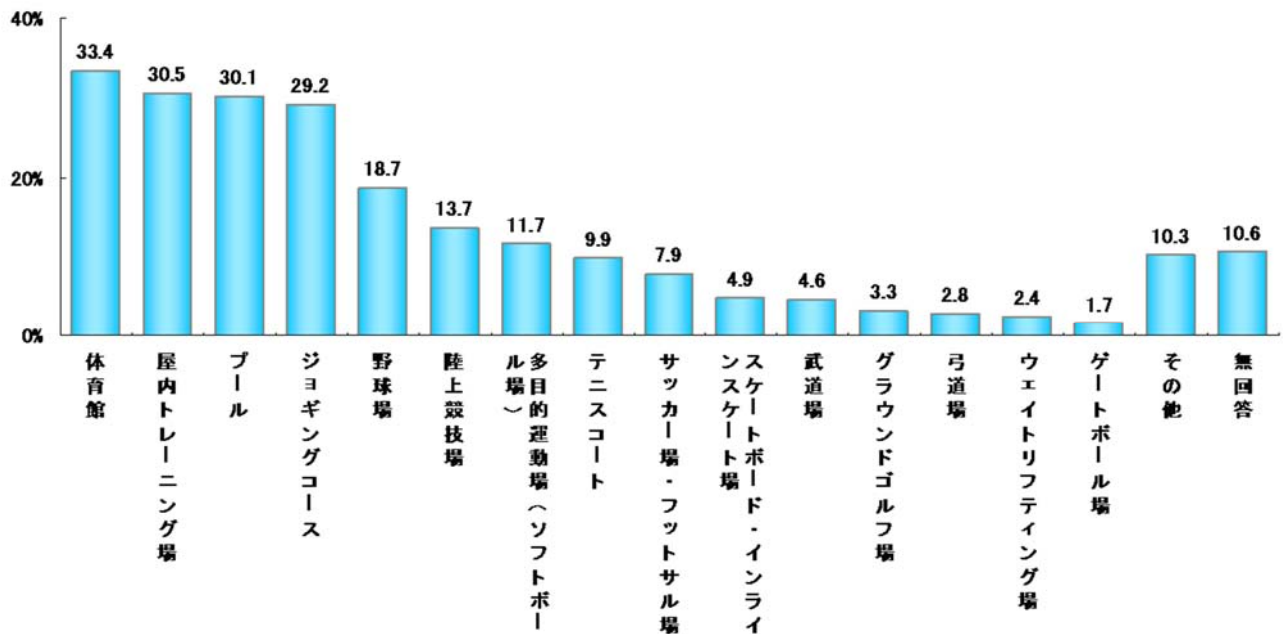


表 市民アンケート結果の詳細（問3）

アンケート設問	意見の整理	
	分野	項目（ ）は回答人数
<p>問3</p> <p>新居浜市には、どのような水準の運動・スポーツ施設が必要だと思いますか (回答1つ)</p>	施設の整備水準	<p><b>生活空間に近い施設 31.8%(281人)</b> 生活の場に近く気軽に使える施設 たとえば、公民館の近くに併設された体育室や運動広場など</p> <p><b>現状レベルの施設 21.9%(193人)</b> 市民団体や学生が練習や公式戦に使える施設 たとえば、現在市が運営している規模の体育館や運動場など</p> <p><b>現状よりも大規模な施設 21.0%(185人)</b> 現在の施設よりは大規模な施設 たとえば、もう少し大きい野球場や設備の整った体育館など</p> <p><b>プロスポーツが楽しめる高質の施設 17.0%(150人)</b> プロスポーツの試合や観客を集めて競技大会ができる施設 たとえば、坊ちゃんスタジアムやニンジニアスタジアムなど</p>

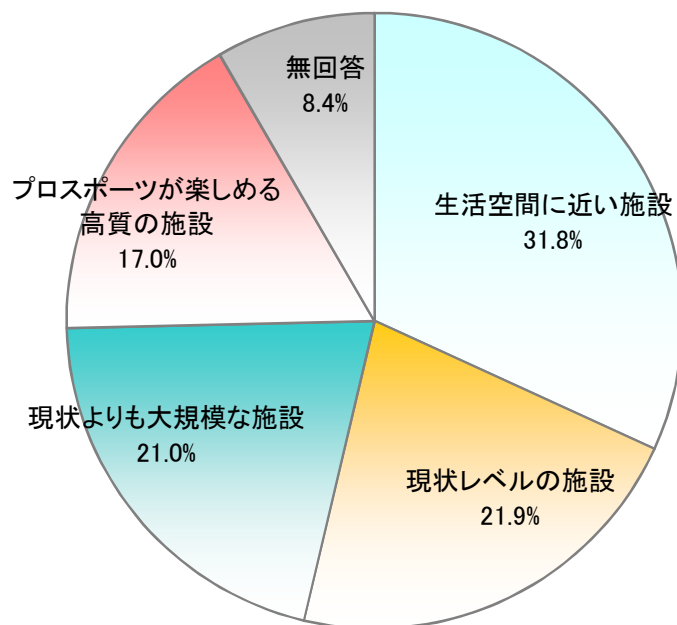
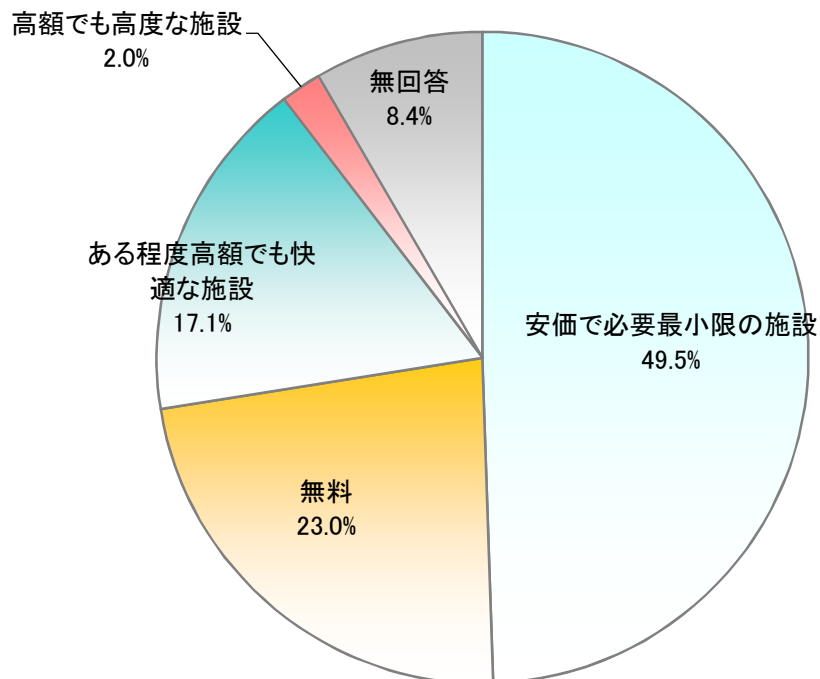


表 市民アンケート結果の詳細（問4）

アンケート設問	意見の整理	
	分野	項目（ ）は回答人数
問4 運動・スポーツ施設を利用するときに、どのような利用料金体系の施設を利用しますか （回答1つ）	施設の整備水準	安価で必要最小限度の施設 49.5% (437人) 利用料金が安価で、運動のために必要最小限の機能をもった施設を利用する 無料 23.0% (203人) 無料で使える施設を利用する ある程度高額でも快適な施設 17.1% (151人) 利用料金がある程度高額でも、十分な機能と快適性をもった施設を利用する 高額でも高度な施設 2.0% (18人) 利用料金が高額でも、高度な機能と高質な快適性をもった施設を利用する



## 2) 新居浜市スポーツ推進審議会の意見

### ① 意見のまとめ

新居浜市スポーツ推進審議会が平成28年9月21日(水)に開催され、以下のよう  
な意見が提示されました。

- 市民が利用しやすい施設を目指し、アクセスを優先考慮した施設配置と駐車場等の競技環境が整った施設を整備すること。
- 新居浜市の競技力向上を目指し、トップレベルの大会等が開催できるなど各種目の標準規格を有する施設規模とすること。
- 競技人口及び市民ニーズを踏まえた集約すべき施設を決定し、年次計画に第1期の着手時期、施設の種類を明確にするなど、実現に向けて取り組む姿を市民に示すとともに、早期着手を目指されたい。
- 既存施設については、耐用残存年数を踏まえた利用及び整備計画を検討すること。  
また、現東雲市民プールはレジャー施設として位置付けし、本構想と切り離して検討されたい。
- 審議会において各委員から述べられた意見及び要望について、今後十分に検討していただきたい。

### 3) 市民や関連団体の意向の整理

#### ① 本構想での考慮点

市民や関連団体の意向をふまえた本構想の考慮点を次のようにまとめます。

##### (1) 検討のポイント

検討のポイントは以下の2点です。

#### 【スポーツ施設の利用環境向上を図る】

新たなスポーツ拠点に整備する施設を絞り込み、市民が利用しやすい整備場所を選定して、駐車場などが整った環境を整備します。

#### 【既存施設の活用を図る】

市街地に立地する既存施設の現状を把握し、残耐用年数をふまえて、廃止、継続利用、更新等の運用方針を設定します。

図 検討のポイント

## (2) 検討の方向性

検討の方向性は以下の通りとします。

- 計画地の立地については、アクセスを考慮し市街地からの交通利便性を重視した平尾丘陵地を中心に整備場所を検討します。
- 施設の整備水準としては、公式大会が開催可能な、現状よりも少し大きな施設を整備することとし、新しい施設には、市民が快適に利用するために不可欠な駐車場などのサービス施設や、緑の豊富な広場・園地などの休憩施設を完備するよう検討します。
- 施設の選定に際しては、競技人口や市民ニーズをふまえて導入する施設を検討します。市民の方からの整備希望が最も多い総合体育館を新設することとし、その体育館には2つのアリーナ、屋内トレーニング場、重量挙げ練習場、ジョギングコースを備え、弓道場を隣接させるよう検討します。同様に市民の希望が多かったプールについては既存施設の活用を検討します。
- 取り組みが計画的に進むよう、整備の順序を検討して事業スケジュールを立案します。また、既存施設は耐用年数を踏まえて利用・整備計画を検討します。



### 3-3 整備方針の設定

#### 1) 整備の基本方針

新たなスポーツ拠点を整備するにあたり、市民アンケート、スポーツ推進審議会、各種関係団体の意見をもとに、整備の基本方針をつぎの3点とします。

- ・ 気軽に便利に利用が可能
- ・ 公式戦等の開催が可能
- ・ スポーツを「観る」ことが可能

#### 「気軽に便利に利用が可能」

市民が多く住む市街地に近く、鉄道駅、幹線道路やインターチェンジからも近くて交通が便利な場所を選び、駐車場などの受入れ施設を充実させます。これにより、子どもから高齢の方まで身近なスポーツを楽しむ機会が増えて、より健康でハツラツとした生活が期待できます。

#### 「公式戦等の開催が可能」

アスリートが繰り広げる公式戦などが開催可能な施設を整備し、高い目標に向かってスポーツに参加する動機を育てていきます。またアスリートや競技団体等が指導者として関わることで、未来のアスリートを育成し、スポーツ環境を高める仕組みづくりに努めます。

#### 「スポーツを“観る”ことが可能」

高レベルなスポーツイベントが開催でき、多くの市民が観ることができる施設を整備することで、大人も子どももスポーツに触れることができる機会をつくります。また、高レベルなスポーツを市民が観覧する機会を創出することで、経済的効果や地域活性化につなげることができます。

#### 2) 施設配置の方針

「既存施設の活用」を図りつつ、現所在地での更新が困難な施設については新たなスポーツ拠点にて集約（一部機能分担）して整備します。

## 第4章 導入施設の検討

### 4-1 導入する施設の設定

#### 1) 新たなスポーツ拠点に導入する施設の設定

新たなスポーツ拠点（総合運動公園）には次の3つの項目に該当する施設を導入します。

- 現所在地での更新が困難な施設
- 市民アンケートで要望の多い施設
- 他施設と近接・併設することで利便性が大幅に向上する施設

#### ① 陸上競技場

東雲競技場（平成5年建設）は300mトラックで公式大会が開催できず、河川敷であることに加え敷地の広さが足りずに400mトラックを建設できません。よって、新たなスポーツ拠点にて新設します。

#### ② 総合体育館（メイン）

市民アンケートでは、「特に整備して欲しい運動・スポーツ施設」として最も要望が多い33.4%の回答（設問は複数回答可能）を得ています。

東雲市民体育館（昭和52年建設、残耐用年数26年）敷地には、メインアリーナのみでの体育館（建築面積3,000㎡程度）の建設は可能ですが、駐車場などの附帯施設建設に十分な面積がとれません。また、アリーナとサブアリーナを有する総合体育館の建設は困難です。

総合体育館は当初山根地区での新設も検討しましたが、他施設と近接することによる利便性の向上と、市民が最も多く利用する施設（平成23～26年度にて利用者8.4万～9.5万人/年）であることから、より良好な交通利便性が求められることを考慮し、新たな拠点で新設します。

陸上競技場と総合体育館（メイン）は、管理室、更衣・シャワー室、医務室、倉庫、観客便益施設などを共有可能で近接することにより、利便性の向上や効率的な運用が可能となるため、あわせて新たなスポーツ拠点にて新設します。

### ③ 野球場

市営野球場（昭和 60 年建設、残耐用年数 34 年）は両翼 91 m、中堅 118m と狭く、敷地内に公認野球規則を満たす野球場の建設は困難です。よって、新たなスポーツ拠点にて新設します。

### ④ 屋内トレーニング場

市民アンケートでは、「特に整備して欲しい運動・スポーツ施設」として第 2 番目に要望が多い 30.5% の回答（設問は複数回答可能）を得ています。よって、新たなスポーツ拠点にて新設します。

### ⑤ ジョギングコース

市民アンケートでは、「特に整備して欲しい運動・スポーツ施設」として第 4 番目に要望が多い 29.2% の回答（設問は複数回答可能）を得ています。よって、新たなスポーツ拠点にて新設します。

### ⑥ 重量挙げ練習場、弓道場、柔剣道場

これらの施設は、総合体育館（メイン）と近接あるいは併設することにより、管理室、更衣・シャワー室、医務室、倉庫、観客便益施設などを共有可能で、利便性の向上や効率的な運用が可能となるため、新たなスポーツ拠点にて新設します。  
※既設重量挙げ練習場（昭和 61 年建設、残耐用年数 15 年）  
※既設弓道場（平成 5 年建設、残耐用年数 12 年）

## 2) 既存施設の運用方針

既存施設の運用方針を、残耐用年数および新たなスポーツ拠点での後継施設建設を踏まえ、下表のように設定します。

現位置での更新ではスポーツ施設としての機能を満たせない施設は、別位置に新設します。また、残耐用年数が中位（25年未満）の施設は、改修を行いながら利用を継続し、他施設の整備契機にあわせて新設します。さらに、残耐用年数が長期（25年以上）の施設は、改修を行いながら利用を継続します。一方、東雲市民プールは10円プールとして市民に親しまれているため、耐用期限経過後も可能な限り存続を図ります。

表 既存施設の運用方針 「残耐用年数」算出の基準年は2016年とする

既存施設	建設年	耐用年数	残耐用年数	運用方針
東雲市民プール	1972	45年	1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は現施設を維持</li> <li>更新する場合は、現位置で整備</li> </ul>
弓道場	1993	35年	12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は現施設を維持</li> <li>総合運動公園へ新設した場合は廃止</li> </ul>
重量挙げ練習場	1986	45年	15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は現施設を維持</li> <li>総合運動公園へ新設した場合は廃止</li> </ul>
山根屋内プール	1988	45年	17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>現施設を維持</li> <li>建替える場合は同種施設である東雲市民プールとの連携を考慮し東雲体育館跡へ新設</li> </ul>
東雲市民体育館	1977	65年	26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は現施設を維持</li> <li>総合運動公園へ新設した場合は廃止</li> </ul>
市営サッカー場	1999	45年	28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>現施設を維持</li> </ul>
多喜浜体育館	1984	65年	33年	<ul style="list-style-type: none"> <li>現施設を維持</li> </ul>
市営野球場	1985	65年	34年	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は現施設を維持</li> <li>総合運動公園へ新設した場合は廃止</li> </ul>
山根体育館(サブ)	1987	65年	36年	<ul style="list-style-type: none"> <li>現施設を維持</li> </ul>
山根テニスコート	1993	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>現施設を維持</li> <li>状況によっては公式戦が開催可能となる8面へ拡充を検討</li> </ul>
東雲競技場	1993	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合運動公園に新設後も使用できる間は使用</li> </ul>

※耐用年数については、四国地区用地対策連絡協議会発行の「平成28年度 物件移転等標準書（調査算定要領）」を参考

## 4-2 導入施設の規模の設定

### 1) 総合体育館（メイン）

体育館の規模については下表のような指針があります。

地元アリーナスポーツチームを有する自治体の多くは、観客席 3,000～5,000 席の小規模アリーナ建設に積極的で、「観る」スポーツの実施にはこの規模の観客席が必要となります。平成 28 年 11 月にスポーツ庁がまとめた「スタジアム・アリーナ改革指針」においても、「観るスポーツのためのスタジアム・アリーナは、定期的に数千人、数万人の人々を集める集客施設であり、飲食、宿泊、観光等周辺産業へ経済波及効果や雇用創出効果を生み出す地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設である。」としています。

本構想では「アリーナ標準 2013 年 10 月」に示された「小規模アリーナ」を参考に規模を設定します。これに加え、トレーニング室、重量挙げ練習場、柔剣道場、屋内ジョギングコースを備えます。

表 総合体育館の規模についての指針

指 針	内 容	摘 要
文科省参考指針	市区町村域施設 総合体育館床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	
国民体育大会施設基準	メインアリーナ: 50m × 38m (1,900 m <sup>2</sup> ) (バスケ、バレー、体操、バトミントン、卓球、 ハンドボール等各種目の会場基準をすべて満たす) サブアリーナ: 840～1,000 m <sup>2</sup> 程度	
アリーナ標準 (小規模アリーナ)	メインアリーナ: 51m × 44m (2,244 m <sup>2</sup> ) 以上 天井高 12.5m サブアリーナ: 44m × 24m (1,056 m <sup>2</sup> ) 観客席 4,000 席程度 更衣室 4 室または 2 室	(一社)アリーナ スポーツ協議会 2013 年 10 月

表 柔剣道場の規模についての指針

指 針	内 容	摘 要
文科省参考指針	市区町村域施設 床面積 400 m <sup>2</sup> 程度	

【参考】スタジアム・アリーナ改革指針（平成 28 年 11 月、スポーツ庁）

スポーツ庁は 11 月 16 日、スポーツ観戦時には数千人から数万人の集客施設となるスタジアム・アリーナについて、地域活性化の起爆剤となることを期待し、「スタジアム・アリーナ改革指針（以下、指針）」を策定した。スタジアム・アリーナを核とした官民連携の取り組みにより、新たな公益の実現を目指す。

指針は、地方公共団体関係者やプロスポーツリーグ関係者などで構成される「スタジアム・アリーナ推進 官民連携協議会」がとりまとめた。

改革の目指す全体像としては、スタジアム・アリーナが地域のシンボルとなり、飲食、宿泊、観光などの周辺産業も含めた経済効果や雇用創出効果を生むとともに、にぎわいの創出や健康増進など街づくりにも資すること、および従来の公共性を優先した施設から、集客力を高め、収益を生む施設への転換を図ることなどが挙げられている。

このなかでスタジアム・アリーナ改革によって地域にもたらせるものとして以下の 4 点を挙げている。

- 地域のシンボルとなるスタジアム・アリーナ
- スタジアム・アリーナを核とした新たな産業の集積
- スポーツの波及効果を活かしたまちづくり
- 地域の持続的成長

改革の対象となるスタジアム・アリーナとは、数千人から数万人の観客を収容するスポーツ観戦施設で、原則として地方公共団体が所有するものを指す。指針では、スタジアム・アリーナ改革の全体像と、実行に向けた 4 つの項目と 14 の要件が示された。

① 集客力を高めまちづくりを支える持続可能な経営資源としての要件

- 要件 1 顧客経験価値の向上
- 要件 2 多様な利用シーンの実現
- 要件 3 収益モデルの確立とプロフィットセンターへの変革
- 要件 4 まちづくりの中核となるスタジアム・アリーナ

② プロジェクト上流段階において検討されるべき事項に関する要件

- 要件 5 ステークホルダーの確認と検討体制の整備
- 要件 6 顧客の把握と情報提供
- 要件 7 収益性の検証と設計等への反映
- 要件 8 管理（運営、維持、修繕等）の検討
- 要件 9 スタジアム・アリーナ整備等に関するコンプライアンスとリスク管理

③ 収益・財務に関する要件

- 要件 10 民間活力を活用した事業方式
- 要件 11 多様な資金調達方式

④ 事業推進・運営に関する要件

- 要件 12 目標設定、評価、フィードバック
- 要件 13 スタジアム・アリーナ運営における IT・データの活用
- 要件 14 スタジアム・アリーナ経営人材

表 導入する総合体育館の機能設定

施設名称	概要	主な用途 (種目)
メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>公式戦等の大会が行えるメイン体育室</li> <li>大会開催時以外の一般利用も可能</li> <li>観客席 4,000 席程度</li> <li>空調設備・音響・照明設備</li> </ul>	バスケットボール、バレーボール、バトミントン、フットサル、卓球など
サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツの練習や公式戦のウォームアップに利用できるサブの体育館</li> </ul>	
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> <li>筋力トレーニングができる器具</li> <li>軽運動スペース</li> </ul>	ヨガ、ダンス、ストレッチ
重量挙げ練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>重量挙げの練習場</li> </ul>	重量挙げ
柔剣道場	<ul style="list-style-type: none"> <li>柔道、剣道等ができる武道室</li> <li>その他のスポーツの多目的利用が可能</li> <li>400 m<sup>2</sup></li> </ul>	柔道、剣道、空手 軽運動
屋内ジョギングコース	<ul style="list-style-type: none"> <li>メインアリーナ2階外周部</li> <li>ウォーミングアップ、健康増進、雨天時のランニングに利用できるコース</li> </ul>	ランニング
管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用組織の事務室</li> </ul>	管理、会議、接客
会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動や健康増進の講座開催</li> <li>関連団体の会議</li> <li>大会開催時の多目的室</li> </ul>	会議 会合
シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> <li>競技者が利用するシャワー室</li> </ul>	シャワー
ロッカールーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>着替え、ロッカー保管</li> </ul>	更衣、保管
医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>医務</li> </ul>	手当て、処置
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>授乳、おむつ替え等のスペース</li> </ul>	授乳、おむつ替え
控え室	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会開催時の選手控え室</li> </ul>	待機、休憩

## 2) 弓道場

総合体育館に隣接して、近的的場、遠的的場を備えた弓道場を整備します。

表 導入する弓道場の機能設定

施設名称	概要	主な用途 (種目)
管理棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>近的射場(距離 28m)</li> <li>審査室、研修室</li> </ul>	弓道術 審査、研修
近的的場	<ul style="list-style-type: none"> <li>的場</li> </ul>	弓道術
遠的射場、遠的的場	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠的射場(距離 60m)</li> <li>的場</li> </ul>	弓道術

### 3) 陸上競技場

陸上競技場は市民の方が利用しやすく、かつ公式大会（愛媛県陸上競技協会の主催大会クラス）が開催できる施設を目指して、第3種公認陸上競技場とし観客席2,000席を整備します。これに更衣室やシャワー室を加えて快適な利用環境を整えます。（公認種別については第2種公認も視野に入れて今後検討していきます。）

表 公認陸上競技場の種別

		第1種	第2種	第3種	第4種
1周の距離		400m	400m	400m	200m,250m,300m,400m
距離の公差		+1/10,000以内	+1/10,000以内	+1/10,000以内	+各40mm以内
走路	直走路	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーン又は9レーンとする長さ115m以上	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーン又は9レーンとする長さ115m以上	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーンとする長さ114m以上	1レーンの幅は1m220又は1m250で6レーン以上とする長さ114m以上
	曲走路	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーン又は9レーンとする	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーン又は9レーンとする	1レーンの幅は1m220又は1m250で6レーン以上とする	1レーンの幅は1m220又は1m250で4レーン以上とする
障害物競走設備		必要	必要	無くても可	無くても可
補助競技場		全天候舗装400m第3種公認陸上競技場	全天候舗装の競技場があることが望ましい	無くても可	無くても可
各種跳躍場および各種投てき場		仕様を示す数	仕様を示す数	1ヵ所以上	1ヵ所以上で、条件に合わない場合は一部の施設を欠くことができる
収容人員		15,000人以上(芝生席を含む)	5,000人以上(芝生席を含む)	相当数	相当数
更衣室		300人以上収容し得ること	100人以上収容し得ること	利用できる設備があることが望ましい	無くても可
トレーニング場		第1種公認競技場ではウエイトトレーニング場を必要とする	第2種公認競技場ではウエイトトレーニング場を必要とする	トレーニング場を必要とする	トレーニング場を必要とする
雨天走路		メインカバックススタンド側にあることが必要。舗装材は競技場と同一にする	設備することが望ましい	無くても可	無くても可
トラックとフィールドの舗装材		全天候舗装の施設を要する	全天候舗装の施設を要する	全天候舗装の施設を要する	土質でも可

		第1種	第2種	第3種	第4種
インフィールド		天然芝とする	天然芝とする	天然芝とする	人工芝でもよい
電気機器等の配管		設備を要する	設備を要する	設備があることが望ましい	無くても可
用器具庫		2ヵ所以上で、合計500㎡以上必要	第2種～第4種でそれぞれに種別に応じた器具を収納できるようにする	それぞれに種別に応じた器具を収納できるようにする	1ヵ所以上で、条件に合わない場合は一部の施設を欠くことができる
浴場またはシャワー室		男女各2ヵ所以上	男女各2ヵ所以上	利用できる設備があることが望ましい	無くても可
競技場の撒排水設備		降雨直後の使用が可能なこと 砂場、芝生等の管理に必要な数	降雨直後の使用が可能なこと 砂場、芝生等の管理に必要な数	降雨直後の使用が可能なこと 砂場、芝生等の管理に必要な数	無くても可
競技場と場外との境界		競技場の荒廃毀損を防止し得る程度の堅牢な境界が必要	競技場の荒廃毀損を防止し得る程度の堅牢な境界が必要	無くても可	無くても可
観覧席とトラックとの間の境界		観覧席からみだりに競技場内に入りできないように設備する	観覧席からみだりに競技場内に入りできないように設備する	無くても可	無くても可
競技場にて開催できる競技会の種別の標準		本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体等の競技会・記録会

(資料：(公社)日本陸上競技連盟 ルールブック p387 2016年4月1日修正)

※ 第2種公認の競技場については補助競技場が必要です。かつ全天候舗装であることが望ましいとされています。



#### 4) 野球場

野球場には、公認野球規則による「優先して望まれる」仕様を満たした公認野球場と、プロ野球のクラブが建造する野球場がある。本構想では本塁から左右両翼距離を99.058mとしてグラウンドの規模をプロの野球場クラスとします。観客席は8,000席程度とし、既存市営野球場の8,500席（本部2,220+内野3,537+外野2,743席）と同等を確保します。夜間照明は公式競技の行える照明設備の導入を今後検討します。

表 野球場の規格

距離	公認野球場	プロの野球場
本塁から左右両翼	97.534m以上	99.058m以上
本塁から中堅	121.918m以上	
本塁からバックネット	18.288m	
1、3 塁からフェンス	18.288m	
観客席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 球場としての利用目的を確立し、総合的に計画・立案し、競技者の動きがよく見える範囲で、多数の観客を収容できること。</li> <li>・ 主として内野席を重点に計画する(立体的に処理する)。</li> </ul>	

表 野球場の夜間照明 照度基準

水平面照度		一般競技	公式競技	プロ野球
平均照度	内野(ルクス)	750 以上	1,500 以上	2,000 以上
〃	外野(ルクス)	400 以上	800 以上	1,200 以上
均斉度	内野	0.65 以上	0.75 以上	0.75 以上
〃	外野	0.50 以上	0.65 以上	0.65 以上
摘要				テレビ中継を目途とする演色性およびグレア対策が必要

表 導入する野球場の規模

項目	仕様
本塁から左右両翼	99.058m
本塁から中堅	121.918m
本塁からバックネット	18.288m
観客席	8,000 席程度
(夜間照明)	(公式競技が可能な照明設備の導入を今後検討します。)

## 5) ジョギングコース

施設間の通路や園地・広場を利用して、新たなスポーツ拠点内を巡り中学駅伝大会が開催可能なジョギングコースを設定します。

一般的なジョギングコースの設計条件は次のようなものです。

- できるだけ平坦なコースとするが、多少のアップダウンは単調さを和らげ、より快適性の良いものになります。ただし、高齢者、障がい者の円滑な移動に配慮する必要があります。

縦断勾配は5%以下とします（やむを得ない場合は8%）

- 天候状況に影響されることの少ない舗装材とします。
- 幅員は以下のように3.0m確保できれば十分です。  
2人併走コースとして追い越し走者を含む幅員 2.0~2.5m  
2人併走コースとして追い越し走者を含み、かつ管理車両の利用がある場合の幅員 2.5~3.0m

（資料：都市公園技術標準解説書 p68、69）

### 【参考】クロスカントリーコースの設計条件

世界中で実施されているクロスカントリー競争の条件は、極めて異なっているのが現状である。以下に示す「コース設定基準」は、競技発展への指針ならびに刺激となることを目的にしている。

- 草で覆われた自然の障害物が広い地域または森林地帯に設定する。
- 世界クロスカントリー選手権大会では、男子のロングコースで12kmの距離が必要である。
- 1周が1750mから2000mの周回コースが必要で、少なくとも合計10mの上り坂を設ける。
- 緩やかなカーブと短い直走路で構成された「自然の」起伏があるコースが最も望ましい。
- スタート地点のコース幅は少なくとも20m必要で、それ以外のコースの幅は障害物のある場所を含め5mとするのが望ましい。
- 坂の勾配は約10度程度（17.6%）とする。

（資料：陸上競技ルールブック2013 p391、p254）

表 新たなスポーツ拠点に導入する施設

導入する施設	整備費（円）	規模
総合体育館 （メイン）	約 42～51 億	アリーナ、観客席 4,000 人程度、サブアリーナ、 トレーニング室、 重量挙げ練習場、 柔剣道場、 屋内ジョギングコース
弓道場	約 1.8～2.4 億	総合体育館（メイン）に隣接
陸上競技場	約 11～13 億	第3種公認+機能追加（更衣室、シャワー室など）、 観客席 2,000 人
野球場	約 14～22 億	本塁から左右両翼 99.058m 本塁から中堅 121.918m 観客席 8,000 人程度、外野は芝生席
ジョギングコース	外構整備費に含む	総合運動公園の外周等を活用（3～4 km）

## 第5章 整備場所の選定

### 5-1 整備候補地の選定

新たなスポーツ拠点（総合運動公園）の整備場所を選定するため、上位計画での記述を参考に、開発可能性のある2箇所の候補地を抽出します。

#### ① 平尾丘陵地

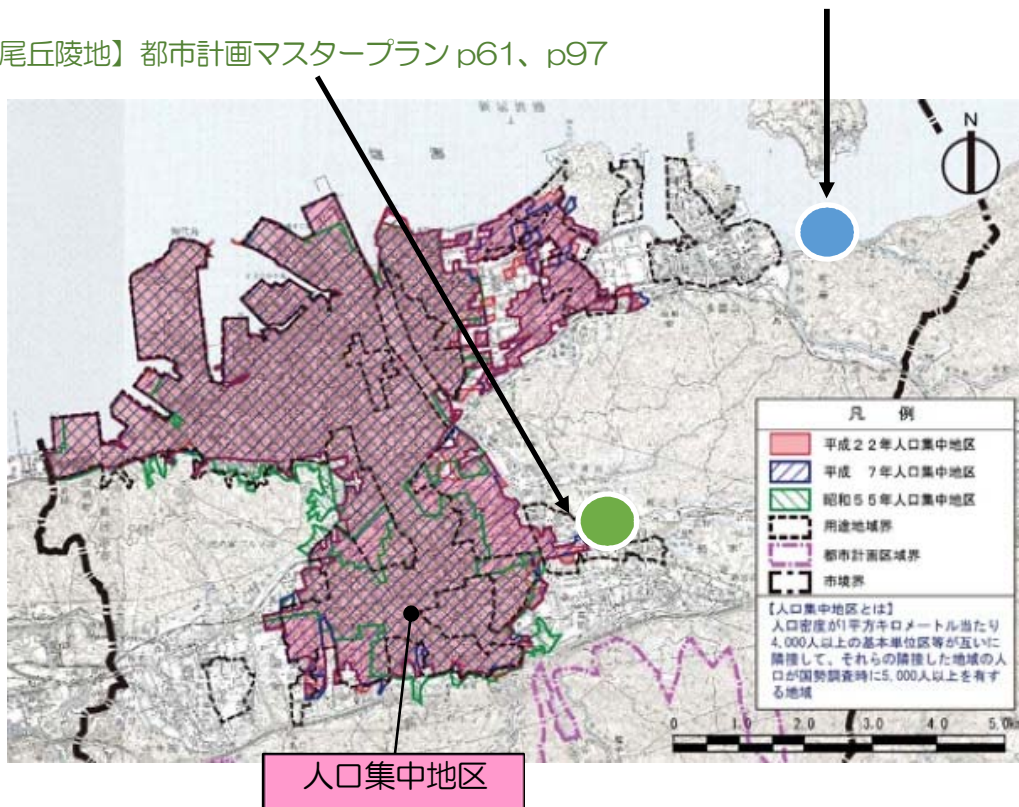
「都市計画マスタープラン p97 南部地域のまちづくり方針」において、「グリーンフィールド新居浜の南東丘陵地にて総合運動公園の整備検討を行う」とされていることから、本構想の候補地とします。

#### ② 荷内埋め立て地

「都市計画マスタープラン p91、東部地域のまちづくり方針」において、「荷内沖は、長期的展望から産業構造の多様化に対応した臨海性産業用地として陸域化を検討する」とされています。土地利用の目的として産業用地と公園緑地用地という用途は異なるものの、埋立てにより広大な平坦地が確保される可能性があることから、本構想の候補地とします。

【荷内埋立て地】都市計画マスタープラン p91

【平尾丘陵地】都市計画マスタープラン p61、p97



## 5-2 整備候補地の絞り込み

平尾丘陵地および荷内埋め立て地の2候補を比較検討します。

### 1) 評価の観点

2つの候補地を以下の4分野の観点から比較検討します。

評価方法については、防災拠点や避難施設となることを前提に、4分野（交通利便性、周辺環境への影響、開発難易度、自然災害の回避）において各1～4の項目を設定し、各項目を4段階で評価し、◎3点、○2点、△1点、×0点として点数を積算して評価しました。

#### ① 交通利便性

市域における人口集中地区を抽出しそこからの離隔を検討します。また交通利便性をJR駅から、および新居浜インターチェンジからの距離で検討します。都市計画道路の整備による道路交通環境の向上も考慮に入れます。

#### ② 周辺環境への影響

海中や海浜地、丘陵地を開発することから、自然環境への影響を検討します。瀬戸内海において高まっている埋立て事業に対する環境保全要請も考慮します。

一方、開発地の周辺地域には住宅地等の既存土地利用があることから、光害の発生や交通量の増大による影響も検討します。

#### ③ 開発難易度

林地開発や公用水面埋立て開発に対し、法規制、用地取得、開発費用、将来の拡張性の観点から検討します。法規制では森林法に基づく保安林解除や瀬戸内法（瀬戸内海環境保全特別措置法、1978年に改正され恒久法となる）による環境保全規制が重要となります。

#### ④ 自然災害の回避

防災拠点や避難施設となることから、地震・津波、土砂災害による影響を検討します。

## 2) 比較検討結果

平尾丘陵地および荷内埋め立て地の2候補を下表のように比較検討し、良好な交通利便性や開発の容易性を評価し、「平尾丘陵地」を選定します。

### ・【荷内埋立て地】 不採用の理由

瀬戸内法により埋立ては厳に抑制すべきとの基本方針があり、埋立て事業より内陸部での整備を優先すべきと判断しました。また高額な基面造成費が見込まれること、更には防災公園の位置づけができないことから補助金の活用も困難となるため、不採用とします。

### ・【平尾丘陵地】 採用の理由

プール及び残耐用年数が高い山根体育館（サブ）以外の施設については、機能を充足できない施設や近接・併設により利便性が向上する施設を選択して、新しいスポーツ拠点に集約新設する方針です。

平尾丘陵地は人口集中地区に近く、鉄道、道路ともに利便性が高い地区です。市民アンケート結果およびスポーツ推進審議会の意見とも合致しており、新たなスポーツ拠点整備地として採用します。

表 2 候補地の比較検討

比較項目		候補地	平尾丘陵地	荷内埋立て地
利便性	交通利便性が良好	◎ 人口集中地区に接する 新居浜駅及び新居浜 I.C. から各 2.0km	△ 人口集中地区から遠い 新居浜駅から 8.0km 新居浜 I.C. から 9.5km	
周辺環境	自然環境への影響が少ない	△ 林地開発が必要で影響あり	× 埋立て開発が必要で影響大	
	住環境への影響が少ない	△ 光害、交通量増大の影響あり	◎ 影響は極めて少ない	
開発要件	必要面積が容易に確保できる	△ 保安林解除の必要あり 造成工事は困難ではない	× 瀬戸内法の規制あり	
	用地取得が容易	○ 地権者は複数だが宅地はない	△ 漁業補償は完了済みであるが 各関係者との調整が必要	
	開発費用が廉価	△ 基面造成費は 約 56～68 億円 (用地取得費含む)	× 基面造成費は 約 95～116 億円	
	敷地の拡張性がある	○ 山林の追加造成は可能	△ 埋立事業の拡張は長期になる	
自然災害	地震・津波による被害を受けにくい	△ 斜面地崩壊の危険あり	× 津波の被害は免れない (防災公園の位置づけができない)	
評価点			12 点 (×はなし) 整備地として選定	6 点 (×は4項目あり)

評価点の計算：◎3点 ○2点 △1点 ×0点

### 5-3 平尾地区の整備構想



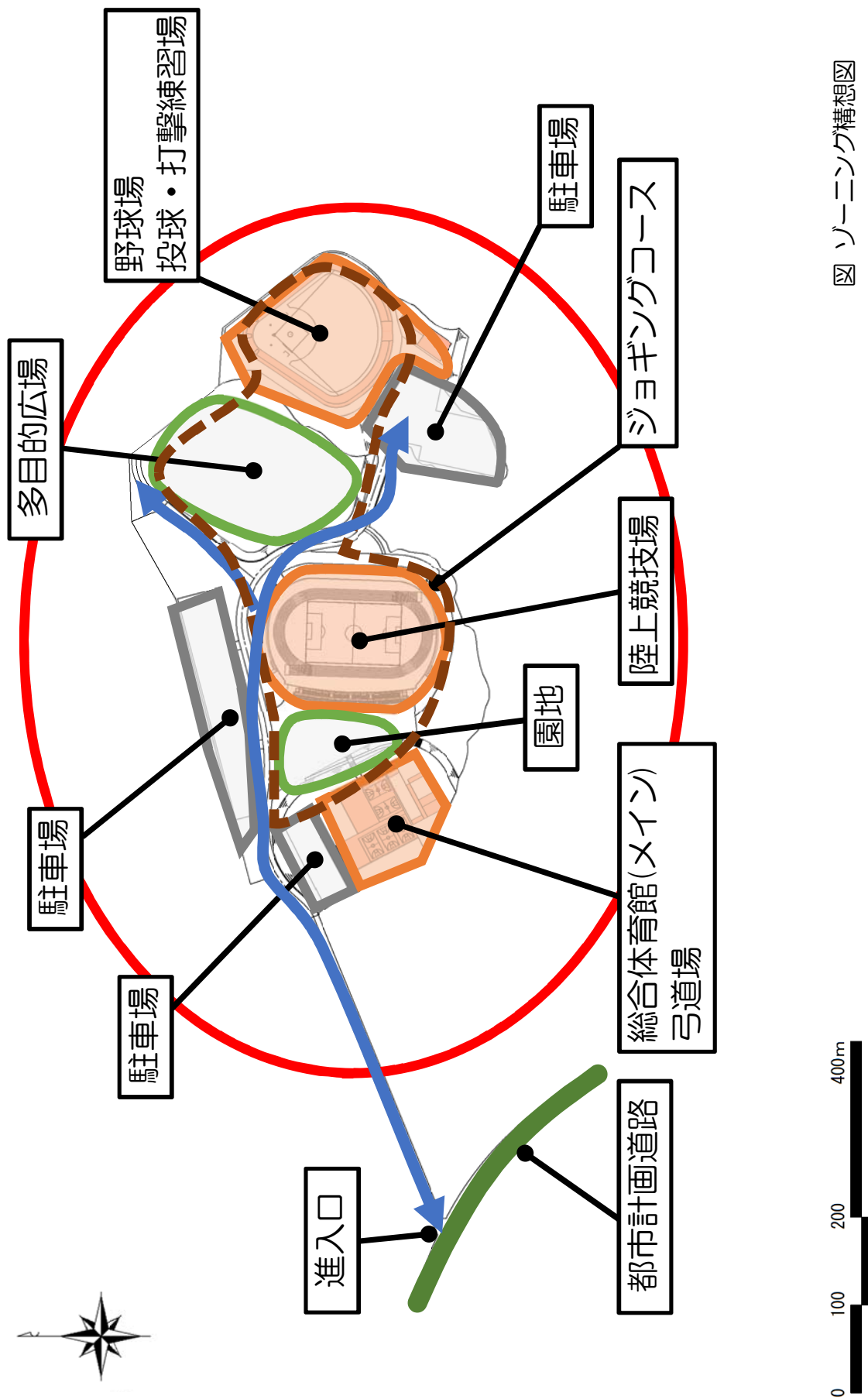


図 ゾーニング構想図



## 第6章 事業計画

### 6-1 事業化の方向性

- 1) 「緑の基本計画」および「地域防災計画」において防災機能を有した都市公園として位置づけ、公的補助金の活用をめざします。
- 2) 公民連携事業方式の導入について検討していきます。

本構想において想定される国庫補助金、民間活力導入等の事業手法のメニューについて整理します。

#### 1) 国庫補助金の整理

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として平成 22 年度に創設されました。社会資本整備総合交付金は「活力創出」「水の安全・安心」「市街地整備」「地域住宅支援」といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的、一体的に支援する制度です。

本構想においては「緑の基本計画」および「地域防災計画」において防災機能を有した都市公園として位置づけ、公的補助金の活用をめざします。

なお、国土交通省は「平成 28 年度 社会資本総合整備事業関係予算配分概要 H28 年 4 月」において、「都市公園・緑地等事業においては以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う」としています。

#### ① 社会資本整備総合交付金について

- ・ 国家的関連事業の開催に向けた都市公園の整備等に関する事業
- ・ PFI 事業による都市公園の整備等に関する事業
- ・ 地域の子育て支援等に対応した都市公園ストックの再編に関する事業
- ・ 地域の貴重な資源である歴史文化や自然環境を未来にわたり保全、活用していくために実施する緑地の保全等に関する事業

#### ② 防災・安全交付金について

- ・ 地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備
- ・ 都市公園の再整備や公園施設の更新、長寿命化計画の策定等、安全・安心な都市公園の整備に資する事業

(資料：社会資本総合整備事業関係予算配分概要 H28 年 4 月 別紙 国土交通省)

## 2) 事業方式の整理

「①社会資本整備総合交付金について」で示されたようにこれからの大規模事業については、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の積極的な導入が望まれています。PFIとは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

近年では公民が連携して公共サービスの提供を行う大きな枠組みをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶことが多くみられます。前掲のPFIは、PPPの代表的な手法の一つです。両者の違いは、PFIは公共が基本的な計画をつくる手法であることに対し、PPPは企画計画段階から民間事業者が参加するなどより幅広い範囲を民間に任せる手法であることです。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

本構想では、検討すべき手法として想定される公民連携事業方式について、それぞれの特徴を下表に整理します。事業化の方法については今後検討していきます。

表 主な公民連携事業の類型

名称	事業方式	内容
DBO	設計・建設・運営 Design・Build・Operate	PFI事業者が設計、建設、運営を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については公共側が行う方式
BTO	建設・移管・運営 Build・Transfer・Operate	PFI事業者が施設を建設した後、施設の所有権を公共側に移管したうえで、PFI事業者がその施設の運営を行う方式
BOT	建設・運営・移管 Build・Operate・Transfer	PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設し、契約期間にわたり運営・管理を行って、資金回収した後、公共側にその施設を移管する方式
BOO	建設・保有・運営 Build・Own・Operate	PFI事業者が施設を建設し、そのまま保有し続け、事業を運営する方式

## 6-2 整備スケジュール (案)

整備スケジュールは次のとおりとします。

なお、施設の整備順序につきましては、整備費用、補助制度及び耐用年数等を考慮しながら進めていきます。

